

第1章

計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1 国の健康づくり対策

(1) 第1次国民健康づくり対策（昭和53年）

健康づくりは、国民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚を持つことが基本であり、行政としてはこれを支援するため、国民の多様な健康ニーズに対応しつつ、地域に密着した保健サービスを提供する体制を整備していく必要があるとの観点から、①生涯を通じる健康づくりの推進、②健康づくりの基盤整備、③健康づくりの普及啓発、の三点を柱として取り組みが推進されました。

(2) 第2次国民健康づくり対策（昭和63年）

《アクティブ80ヘルスプラン》

第1次の対策などこれまでの施策を拡充するとともに、運動習慣の普及に重点を置き、栄養・運動・休養の全ての面で均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指すこととし、取り組みが推進されました。

(3) 第3次国民健康づくり対策（平成12年）

《21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）》

壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的とし、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の国民の保健医療対策上重要となる課題について、10年後を目途とした目標等を設定し、国及び地方公共団体等の行政にとどまらず広く関係団体等の積極的な参加及び協力を得ながら、「一次予防」の観点を重視した情報提供等を行う取り組みが推進されました。

(4) 「健康増進法」の施行（平成15年）

この法律の目的は第1条において「この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。」とあり、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため平成15年5月1日に施行されました。

(5) 基本的な方針及び健康日本21の改正（平成19年）

平成19年4月にとりまとめられた「健康日本21中間報告」を踏まえて、平成19年9月に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について」と「健康日本21」が改正されました。基本的な方針では国民の生活習慣改善に向けた普及啓発を積極的に進めることなど疾病の予防の重視が柱の一つとされました。また、健康日本21の期間が平成22年から平成24年に延伸されました。

(6) 第4次国民健康づくり対策（平成25年）

《二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））》

「全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」を目指すべき姿とし、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を基本的な方向として取り組みを推進しています。

2 埼玉県健康づくり対策

(1) 「すこやか彩の国21プラン」（2001-2010）策定（平成13年度）

国の第3次国民健康づくり対策《21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）》を踏まえて、「すこやか彩の国21プラン」（2001-2010）が策定されました。

(2) 「すこやか彩の国21プラン」（2006-2010）策定（平成17年度）

「健康日本21」を効果的に推進するための法的根拠として、平成15年5月に「健康増進法」が施行されましたが、平成17年の「健康日本21」中間評価では、糖尿病の有病者・予備群の増加、成人男性における肥満者の増加や野菜摂取量の不足、日常生活における歩数の減少のように、健康状態及び生活習慣の改善がみられないなど、悪化している状況も多くありました。

これらの社会情勢の変化を受けて、「すこやか彩の国21プラン」（2006-2010）が後半5年間の計画として策定されました。

(3) 「すこやか彩の国21プラン」（2008-2012）策定（平成19年度）

健康増進法に位置づけられている「国民の健康の総合的な推進を図るための基本的な方針」が疾病予防の観点から重視され、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念が導入されたことを受けて、「すこやか彩の国21プラン」（2008-2010）に生活習慣病予防などに関する分野が追加されました。

本来であれば、平成22年度が計画の最終年度にあたりますが、国の取り組みである「健康日本21」の計画期間が平成24年度まで延伸されていること、また、平成25年度から第2期医療費適正化計画と同時スタートするため、本プランが2年間延伸されました。

(4) 埼玉県健康長寿計画推進検討会議設置（平成24年度）

国の第4次国民健康づくり対策である「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））」の策定を受けて、埼玉県健康増進計画の策定及び評価等について検討を図るために、平成24年6月4日に設置されました。

(5) 「健康埼玉21」及び「埼玉県健康長寿計画」策定（平成25年度）

国の健康日本21（第二次）を受け、県が10年間目指す方向を基本方針として「健康埼玉21」を定め、基本方針の実現のため、3年間を計画期間とした「埼玉県健康長寿計画」が策定されました。県民一人ひとりがいつまでも健康を実感しながら、生き生きとした生活を送ることができる健康長寿埼玉の実現を目指し、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、③栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善、④社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、⑤健康を支え、守るための社会環境の整備を基本方針として取り組みを推進しています。

3 川口市の健康増進計画

(1) 川口市健康・生きがづくり計画策定委員会及び作業部会設置（平成13年度）

健康で明るい家庭、住み良い川口を目指し、市民による主体的な健康づくりの推進に必要な計画案を策定するために、委員会及び作業部会を平成13年6月1日に設置しました。

(2) 川口市健康・生きがづくり計画策定（平成13年度）

「健康日本21」で提案されている「自分の健康は自分でつくる」という理念と第3次川口市総合計画で位置づけられている「生きがいのある暮らしづくり」という理念を考慮し、「健康で生きがいをもって暮らすことができる都市・川口」を基本理念に、市民の健康・生きがづくりに関する意識や関心をより一層高めるため、計画期間を平成13年度から平成22年度までとする「川口市健康・生きがづくり計画」を策定しました。

(3) 川口市健康・生きがづくり推進協議会設置（平成16年度）

市民が主体となる健康・生きがづくりに関する諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、「川口市健康・生きがづくり計画」の推進等に関し審議する川口市健康・生きがづくり推進協議会を平成16年4月1日に設置しました。

(4) 川口市健康・生きがづくり計画（後期計画）策定（平成19年度）

健康増進法の施行及び平成17年の「健康日本21」中間評価を受けて、埼玉県の「すこやか彩の国21プラン」（2006-2010）が策定されたことから、平成13年度からの計画の内容を踏まえたうえで、進捗状況に合わせて方向性や目標を追加し、計画期間を平成19年度から平成22年度までとする「川口市健康・生きがづくり計画」（後期計画）を策定しました。

(5) 計画掲載事業等の現況調査実施（平成22年度）

平成22年度が「川口市健康・生きがづくり計画」（後期計画）の最終年度であることから、計画に掲載された事業等の現況を把握し、計画改訂の参考とするため調査を実施しました。

(6) 後期計画の計画期間の3年間延伸を決定（平成23年度）

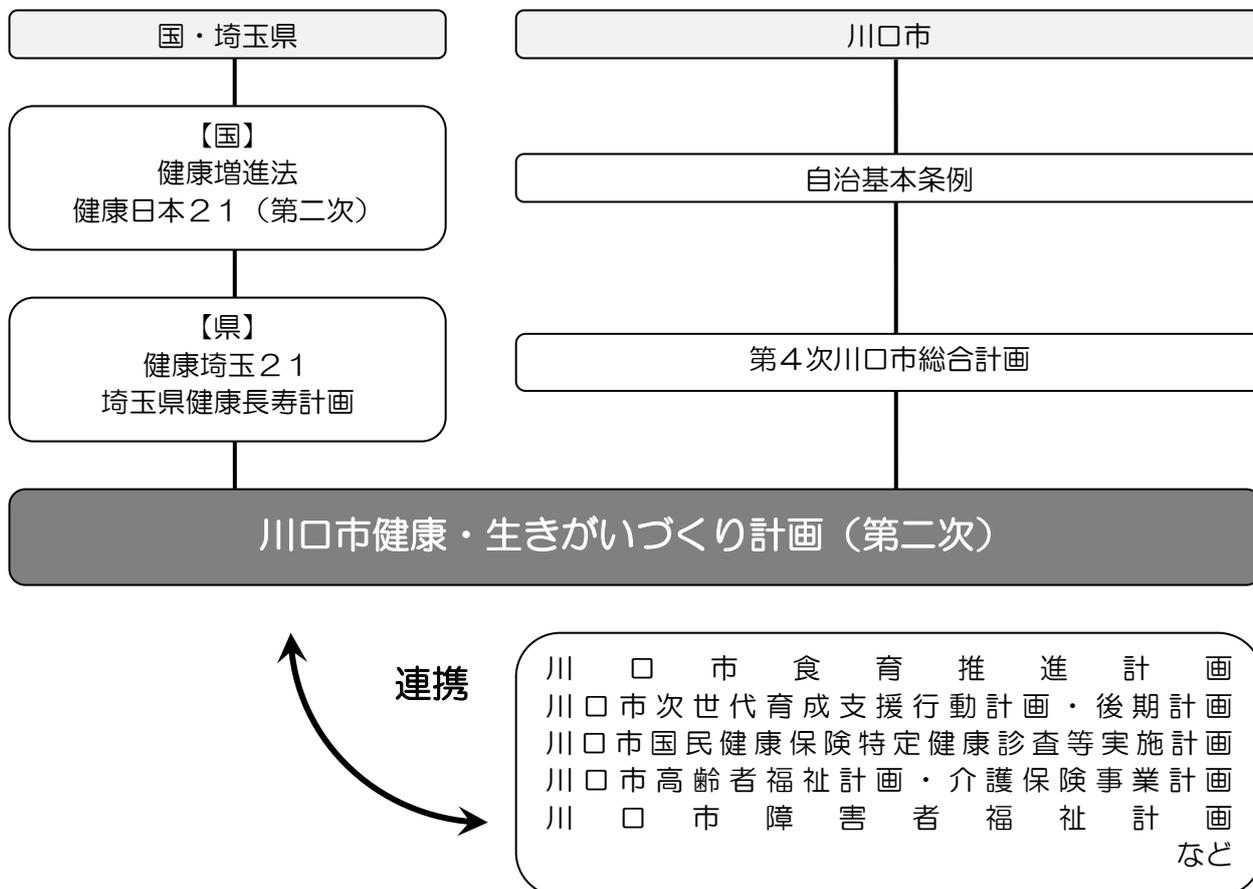
国の「健康日本21」及び県の「すこやか彩の国21プラン」の計画期間が平成24年度まで延伸されたことを受けて、「川口市健康・生きがづくり計画」（後期計画）の計画期間の延伸を検討しました。

健康増進法第8条の規定により、市町村が健康増進計画を定める際は、国の基本方針及び都道府県計画を勘案しなければならないとされています。しかし、国の改定及び都道府県改定ガイドラインの公表は、当時、前回改定から平成24年9月に、また、県計画の策定は、同じく前回改定から平成25年3月になると想定しました。

したがって、勘案すべき国の基本方針及び県計画が公表された後に本市計画を改定するため、川口市健康・生きがづくり推進協議会において計画期間を3年間延伸することを決定しました。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、「健康増進法」第8条に基づく地方計画として位置づけ、川口市の「自治基本条例」の趣旨を尊重し、「第4次川口市総合計画」を上位計画とし、他の関連計画とも連携を図りながら、総合的に健康増進を推進します。



第3節 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

ただし、計画の進捗状況や今後の課題に関して検討を行うとともに、国・県の状況などによって必要に応じて見直すこととします。